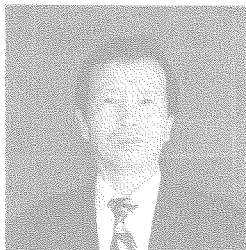


聴覚障害者が希望のもてる 社会の実現を



年頭のごあいさつ

滋賀県立聴覚障害者センター

所長 筑 紫 弘

平成も二桁に入って二年目の年となりました。己卯歳の新年を聴覚障害者の方々には、ご家族お揃いでご健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の干支は寅と辰の強い干支の間に位置している柔和で機敏な気質の優しい卯(う)の年でありますので、世間一般の風潮が一人ひとりの人権を尊重し互いに思いやりのある、また温かみと活力のある明るいバリアフリー社会の実現を兎年にあたり期待したいものです。

昨年はセンターの運営および事業の円滑な推進にご理解とご支援ご協力をお願いいたしまして誠に有難うございます。お蔭様で年度当初計画しました各事業の執行も順調に推移していきまして、その進捗状況も八割方終了をみたところであります。

その事業の成果(果実)は事業の性格・内容等からして顕著な表われ方はしないわけですが、年々その実績(幹)の積み重ねにより幅広く(根)をおおるして(枝葉)の繁茂の毎く聴覚障害者の社会的自立と社会参加の促進が益々図られ、障害のある方もない方もノ

マライゼーション・生活の質(QOL)リハビリテーションを基本のもとにエンパワーメント理念により同等の協働の社会の実現が目前に迫った21世紀には構築されていくものと確信しています。こうした社会の実現のためにも今年には、干支の卯(兎)にあやかっ、バブル後の日本経済の低迷による不景気・不況風を脱兎のいきよいで吹き散らして、長い暗いトンネルから明るい光線が見い出せる右上向きの経済になるようお願いいたします。

本年のセンターの事業も昨年、厚生省の方から示された新「障害者の明るいくらし促進事業」の実施要綱(前号で紹介)に沿った本格的な事業の実施と他の事業についても3年の実績を踏まえて、新しい時代に対応する事業の取組みの為にたえず見直し、点検、評価をおこならずそれぞれの事業の目的としている効果が上がる様、職員一同新年にあたり心新たに積極的な取組みを心がけていきたいと思っておりますので、本年もどうぞ昨年倍してよろしくお願いたします。

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより
第11号

発行日/平成11年1月15日
発行所/草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101

携帯のメールで110番OK
「聴覚障害者メール110番」
一月十日からスタート。
全国で初

聴覚障害者等が事件や事故に遭った際に、警察への緊急通報を容易にするため、滋賀県警は十日から、携帯電話の文字メッセージ機能を利用した通報

受信体制「聴覚障害者メール110番」を全国で初めて開設した。導入するシステムは、聴覚障害者が携帯電話の液晶画面に入力し発信した緊急文字メッセージを、県警本部の通信司令室に設置した携帯電話で受ける仕組み。通信司令室には、サービエリアが広い4種類の携帯電話を配置、24時間体制で通報を受け付ける。文字メッセージを受信すると、確認のメッセージを相手に送り、必要に応じて質問なども送る。県警では、県内の聴覚障害者団体等からの声に対して、昨年末から準備を進めてきた。4種類の携帯電話を配置することで、どんな携帯電話からでも文字通信を受信できるとしているが、▽保留機能がない▽送信できる文字数が最大で約60文字しかない▽など制約もある。県警地域課は「従来の110番とは違い電話料金は有料でスタートするが、今後、無料化や設置台数増などを検討したい」と話している。

(京都新聞 1月6日付より)

開設する電話番号は次の通り。

- ◇NTT移動通信網=090(9040)0110
- ◇関西セルラー電話=090(4496)0110
- ◇関西デジタルホン=090(9693)0110
- ◇ツーカーホン関西=090(3829)0110

住みよい福祉のまちづくりを

（公衆FAXの設置について）

滋賀県では、平成7年10月に高齢者・障害者・妊産婦・病弱者などを始め、すべての人々が安心して出かけることができるぬくもりのあるまちづくりを推進することを目的に、「住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。平成8年度・10年度の3年間、住みよい福祉のまちづくり推進委員会では、住みよい福祉のまちづくり問題調査検討会を設置し、（社）滋賀県ろうあ協会からも代表が出席しています。そこで、①住みよいまちづくり条例運用上の問題点、②理解を深める活動等の推進に係わる問題点、③推進体制および支援体制の充実に係わる問題点を整理して、例えば点字ブロックの施設・車いすトイレの整備（車いす駐車場）・聴覚障害者への情報提供機器・他にまちづくりボランティアについてのそれぞれの問題を検討していく内容です。

聴覚障害・脊髄障害・知的障害・高齢者等の不便さや大変さ、または障害の状態と動作特性の違いがこの条例に合っているのかどうかのよりよい方策を出し合っています。聴覚障害者に関しては、外見的に理解しにくい点から、聴覚障害者に対する「聞こえの保障」が不十分です。例えば、県内公衆FAX設置が少ないことがあります。この実状を調査してみたところ、まだ十分な把握ではありませんが、別紙のとおり

の状況です。また、公衆FAXが設置されていても、いたずらや盗難の問題があることも明らかになっています。聴覚障害者にとっては、音を光や振動にかえたり、音声情報を文字などの視覚情報にすることは、生活上不可欠です。ですから、公衆電話と同様に配慮が必要です。このように、利用者からの問題点をもとに、具体的整備を一日でも早く進めていかなければなりません。



社会福祉法人
滋賀県聴覚障害者福祉協会

理事長 三塚 武男

高齢化社会の進行にともなって、「私たちの自立」が切実な関心事になっています。これまでは、主として、女性や青年、障害者など社会的に自立をさまたげられている人びとの課題でした。

人間は、誰でも、まわりの人たちとの交流や連帯に支えられて自立できる社会的な生きものです。お互いに支え合い協力し合いながら、それぞれかけがいのない役割をはたすことが社会的な自立につながる、という関係があり

(1999/1/14現在)

公衆FAXの設置状況

★県立施設

県立図書館・県立障害者福祉センター・県立聴覚障害者センター・県立成人病センター・県立女性センター・県立琵琶湖博物館・県立びわ湖こどもの国・県立長浜ドーム・県立体育館

★JR（近江鉄道）

堅田駅構内・西大津駅構内・大津駅構内・石山駅構内・瀬田駅構内・南草津駅構内・草津駅構内・守山駅案内所内・野洲駅構内・近江八幡駅構内・彦根駅構内・近江鉄道八日市駅構内

★市・町立施設

（大津）
大津市民会館・大津市立生涯学習センター・大津市役所庁舎内
（草津）
草津市役所庁舎内
（守山）
守山市役所庁舎内・守山市民病院内・守山市立すこやかセンター内
（近江八幡市）
近江八幡市役所ロビー・近江八幡市民病院・ひまわり館
（八日市市）
八日市市役所庁舎内・八日市市福祉センター
（各町）
栗東町役場玄関ホール・野洲町役場庁舎西別館
甲西町役場内・水口町立図書館内
（その他）
ジャスコ西大津店

ます。現実には、弱肉強食の生存競争のなかで、バラバラにされ、孤立している人ほど自立が困難になっています。そして、「自分さえよければ」という自分本位の考えや行動におちいっています。

いま、私たちが住んでいる社会では、同じ自立というコトバでも、権力をもっている者やそれに奉仕している者にとって都合のよい「自助・自立」と、みずからの労働によって本人と家族のくらしを維持しなければならぬ人たちが

職場や家庭・地域で心と心の通い合う対話・交流と協力を基礎にした集団的な「自治・自立」の二つの相対立する考え方があります。

わが国は、経済大国であるにもかかわらず、失業やパート、派遣労働などの不安定雇用が増大し、民間企業で働いている労働者・サラリーマンの平均

年収は四七〇万円と低く、平均以下が全体の六割を占めています。労働時間も長く、有給の休暇もそれほど増えていません。それに加えて、国・自治体の責任と負担による社会保障・社会福祉が個人や家庭の自助努力と地域の相互扶助に転嫁されているため、自立が困難な人びとが政策的につくりだされています。

人間の社会的な自立は、基本的に、国の雇用労働条件の保障や安全・衛生・医療・教育・住宅・生活環境などの条件がどれだけ体系的に整備され充実しているか、によって左右されます。

地域で共通の要求・課題となっている「誰もが人間らしく安心して暮らせるまちづくり」の取り組みにみられるように、住民の集団的な「自治・自立」の力を高めていくことが、自立を実現する基本的な方向ではないでしょうか。

聴覚障害者関連設備の 一層の普及、充実を

聴覚障害者のための聞こえの保障といえ、話し相手を視覚化して伝える手話通訳や要約筆記があげられますが、公共施設においてはどんな配慮がなされているか各施設にたずね別表のようにまとめてみました。

補聴器装用者（難聴者や加齢による高齢難聴者）のために近年では磁気誘導ループが室内の天井や床に敷設されるようになりました。補聴器をしていて、一対一の会話ではコミュニケーションがとれず、大人数が集まる講演会のような場では、聞き取れない難聴者にとってはありがたい補聴援助システムです。この場合、使用する補聴器には電話用のT回路付が必須条件です。有効性を知る市の福祉課や難聴者の利用の多い障害者関係施設でも、今年度、携帯用の磁気誘導ループの購入を検討しているところもあります。

またOHPも、元々資料提示の目的で作られたためか、都合よく要約筆記ができる形式のものが少ないようです。びわ湖ホールには外国語を翻訳して表示する字幕表示装置がありますが、これを聴覚障害者用に利用できないものか検討の余地があります。

また、このような聴覚障害者に有益な設備について担当者以外、一般利用者にもほとんど知られないという実情です。誰にでも、それとわかるロゴスマーク（車椅子のマークのような）を考案し表示してもらえれば利用しやすく聴覚障害者への理解も深められるのではないかと、聴覚障害者団体による普及運動が期待されるようです。

公共施設における聴覚障害者関連の設備の状況

	施設名		設置場所	席(収容)数	ループ席	備考	
	磁気誘導ループ	びわ湖ホール(大津市)		大ホール	1,848席	755席	常設
		中ホール	804席	610席	常設		
ピアザ淡海県民交流センター(〃)		(4月オープン予定)					
		ピアザホール	426席	全席	常設		
		大会議室	216席	全席	常設		
県立長寿社会福祉センター(草津市)		大教室	481席	全席	常設		
県立障害者福祉センター(〃)		会議室	収容100名	全室	常設		
県立聴覚障害者センター(〃)		研修室	70名	全室	常設		
		会議室	15名	全室	常設		
野洲文化ホール(野洲町)		ホール	1,015席	前列部分	常設		
近江八幡市総合福祉センター ひまわり館(近江八幡市)		ホール	160名	前列部分	常設		
		研修室 (視聴覚室)	72名	前列部分	常設		
南部地域文化センター(彦根市) (みずほ文化センター)		(4月オープン予定)					
		ホール	403席	110席	常設		
ひこね市文化プラザ(彦根市)		グラントホール	1,500席	前5列200席	常設		
		エコホール	350席	1F全席250席	常設		
		メッセホール	270席	全席 (補聴器貸出用20個あり)	常設		
長浜市民会館(長浜市)		大ホール	881席	前12列351席	常設		
長浜市社会福祉協議会(長浜市)		会議室	50名	全室	常設携帯両用		
OHP	備品	施設名	設置場所	備考			
	(携帯用OHP)	大津市生涯学習センター		要約筆記可			
	(〃)	県立聴覚障害者センター	研修室	要約筆記可 2台			
	(〃)	ひこね市文化プラザ		要約筆記可			
	(OHP)	近江八幡市人権センター		高さを考慮すれば要約筆記可			
	(〃)	県立障害者福祉センター		要約筆記可			
	(〃)	彦根市障害者福祉センター		高さを考慮すれば要約筆記可			
	(〃)	県立女性センター		要約筆記可			
OHC	(〃)	草津アミカホール		要約筆記不可 シート資料提示のみ			
	(〃)	アクティ近江八幡		要約筆記不可 シート資料提示のみ			
	(OHC)	近江八幡市総合福祉センター 「ひまわり館」	ホール	設置型 要約筆記不適当			
その他	(〃)	県立障害者福祉センター	研修室	〃			
	(〃)	県立聴覚障害者センター	会議室	設置型 要約筆記不適当			
その他	(〃)	県立聴覚障害者センター		移動可 要約筆記不適当			
	(携帯磁気誘導ループ)	県立聴覚障害者センター		貸出可能、延長			
	(対話型補聴器システム)	〃	事務室受付	貸し出し不可			
その他	(字幕表示装置)	びわ湖ホール	大ホール	舞台両サイドが上 モノクロ表示			
			中ホール	〃			

(OHP:オーバーヘッドプロジェクター、OHC:オーバーヘッドカメラ)

手話指導者のための 特別講演会を開催

最近、全国各地で開催されている講演のテーマは、介護保険と改正された手話奉仕員養成事業関連が多く、関心の高さがうかがえます。

そこで、当県も手話指導者養成講座の一環として、特別講演会「手話通訳制度に関わる新しい展開」と題して、まず、手話奉仕員養成事業の改正の経過を学習する事にしました。講師は、全国で活躍中の、全国手話通訳問題研究会・編集局長の小出新一氏をお迎えし、去る11月16日に、午後から近江八幡市人権センター、夜間は県立聴覚障害者センターの二会場で、それぞれ2時間にわたっての超ハードな日程で、

平成9年11月、郵政省から2007年までに字幕付与可能な番組の全てに字幕放送を実施するという「字幕放送普及行政の指針」が出されました。

平成11年を迎え、字幕放送の現状はどうでしょうか？字幕放送の実施放送局は、平成9年度の放送法の改正によって増え

ましたが、(126社中14から113社に増加)字幕番組制作の増加はわずかにとどまっています。(108社中5社)また、総放送時間に占める字幕放送時間の割合は民放キー局で5・3%と、アメリカで

ご講演を頂きました。両会場共に、定員40名を上回る指導者を目指す参加者が集まり、肩がこるほどの難しい内容を、時には笑い声が聞こえるぐらいに、わかりやすく話され大好評でした。

昨夏に、厚生省が通知した手話奉仕員養成事業は、対象者とカリキュラムの内容が「手話奉仕員」と「手話通訳者」とに区分されている事に、大きな意義をもっています。

この、28年ぶりの改正を受けて、講師養成のあり方や、手話通訳制度の改正内容を講師自身がまず、理解する事が大切です。

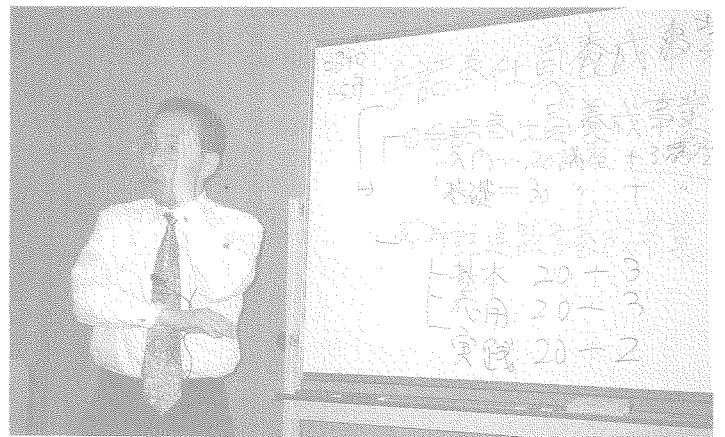
今回の特別講演会において、ろう者と健聴者が共に学習した成果を、講師や指導者の人材不足という全国共通課題の糸口に、つなげていきたいと思えます。

は7割、イギリスでは約3割と比較して低水準の状況です。単純に計算しても、あと8年間で約19倍、毎年、現在の2倍以上増えないと目標は達成でき

「全ての番組に字幕が付く」は 毎年2倍以上の普及が必要

字幕放送の現状

ません。特に、聴覚障害者の情報保障を考えるとニュースやスポーツなど、情報系の生番組に字幕は欠かせません。2010年には高齢者が2800万人を超え、高齢難聴者も増加すること



ユーモアを交えて語る小出氏

により、字幕を必要とする人たちも必然的に増えてくるでしょう。しかし、郵政省の指針でも字幕付与可能な放送番組からニュースやスポーツ中継などの生番組は除外されて

の生番組は除外されていますし、現在、センターで貸出を行っている字幕付きビデオの制作においても著作権の壁があり、

自由に字幕を作ることが出来ません。今後字幕放送や字幕制作を行うためには、音声情報にはすべて字幕がついて当たり前という考えのもとで取り組む必要があると思われます。

センターだより

センターだよりも11号となり、私もこのコーナー2年ぶり、2度目の登場となりました。

年の初めのお正月。皆様は何をして過ごされましたでしょうか。私はお正月といえば、親戚が大勢集まり、大人も子どもも一緒になってお正月ならではの「遊び」をしたなあと思ひ出します。今では小さかった子どもも大きくなり、バイトだのスキーだのと、なかなか集まることが少なくなってきましたが、昔は、トランプ、カルタ、人生ゲーム、双六、麻雀揚げ等よくしました。また、子どもが寝静まると大人はお正月の遊び第2部が始まり、こたつをひっくり返してじゃらじゃ

らと音の聴るやかましい遊びをしていたなあと記憶しています。今ではなかなかこのような遊びもなくなり、子ども達を見てもゲームボーイだのプレイステーションだのと高価なおもちゃを一人一つずつ持ち、それぞれで遊ぶ姿を見ると少し淋しい気がします。

(M・K)

